

生産緑地法改正を受けて

各市町村の取り組み状況を調査

農業会議は、「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年4月成立）」及び「第8版都市計画運用指針（29年6月改訂）」を踏まえ、農業委員会を通じて府内市町村の対応状況をとりまとめた。

調査は、農業会議事務局が12月20日から22日にかけて、電話により実施。生産緑地を有する34市町村、導入に向けた取り組み等については制度未導入の9市町村全てから協力を得た。

条例制定のめどあり10市

生産緑地の面積要件の緩和に関する条例について、現時点で、「制定の時期のめどが立っている」、「時期は未定だが、条例を制定する予定がある」と回答したのは、34市町村のうち10市。

この10市のうち、農委法第38条に基づく市町村長への意見提出を行ったのは5市。条例制定を検討するにあたって、管内農業者の意見・要望を反映する手段として重要な役割を果たしている。

「今のところ制定の予定はない」と答えた市町村のうち、「他市（村）の動向を待って判断する」と回答したのが7市、「都市計画部局が方針を検討」と回答したのが5市、「条例を制定しないが、制度運用で500平方

方未満の農地も救済する方針を固めた」のが4市となった。

追加指定は26市が実施

生産緑地の追加指定及び再指定については、26市が実施している。回答したが、再指定については、4市（再指定を認めているが実績なしは10市）に留まった。

追加指定、再指定を認めていない理由として大半を占めるのが「指定希望農家が少ない」「申請がない」といった事情から検討を進めていないという回答。このほか「道連れ解除となった農地については、再指定を検討する」と回答した市もある。

特定生産緑地制度

29市町村が情報提供予定

指定後30年が経過した生産緑地

地について、買取り申し出の開始時期を10年延長する「特定生産緑地制度」の周知等については、29市町村が何らかの手段で情報提供を予定。このうち「他団体との共催を含む」研修会の実施」が10市。他には、「資料の配付」や「農委だよりへの掲載」、「面積要件緩和の条例制定後に、併せて情報提供」などが挙げられた。

また、所有者の意向把握については、5市が農委もしくは市によるアンケート調査を予定している。

生産緑地指定予定は島本町のみ

生産緑地制度の導入に向けた動きがあるのは、9市町村のうち島本町のみであった。「市街化区域内農地が殆どない」、「指定希望農家がない」と回答したのは6町。残りの2町については、「他町の動向を受けて検討」、「先日、農業委員会でも議題に上がり検討する予定」との回答があった。

市町村長への意見提出は9市町

農委法第38条に基づく市町村長への意見提出を実施した（または実施予定）農委は9市町村。提出日、意見提出事項は、下表のとおり。

300平方メートル以上に引き下げ 府内で初めて

寝屋川市

寝屋川市は、平成29年12月19日の市議会での可決を受け、生産緑地地区の面積要件を500平方メートル以上から300平方メートル

上に引き下げる条例を制定する運びとなった。

同市では農委と連携し、管内農家に対して生産緑地に関する意向調査を実施。これを受けて農委から市長に対する意見提出を行っていた（29年12月号既報）。

（沼田）

農委法第38条に基づく市町村長への意見提出を実施した（または実施予定）農業委員会

実施日	市町村名	意見提出事項
平成29年2月10日	泉南市	・生産緑地制度（追加指定に際する面積要件の見直し、道連れ解除の防止を含む） ・都市農業の継続的発展に向けた税制改正 ・農業委員会組織の体制強化 ほか6項目
平成29年8月28日	泉大津市	・生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件の引き下げについて
平成29年10月5日	高槻市	・都市農業振興施策全般（生緑法改正に伴う条例制定を含む） ・地産地消や食育啓発 ほか2項目
平成29年10月10日	枚方市	・生産緑地の下限面積の条例化 ・農業基本方針の策定 ほか2項目
平成29年10月13日	島本町	・生産緑地地区の指定について
平成29年11月1日	富田林市	・生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件の引き下げについて
平成29年11月8日	寝屋川市	・生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件の引き下げについて
平成29年11月15日	東大阪市	・生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件の引き下げについて
時期未定	高石市	・生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件の引き下げについて

※実施日が早い順に掲載